

## グリーン購入法における印刷用紙と印刷の判断基準の紹介資料

### グリーン購入法とは

正式名称： 国等による環境物品等の調達に関する法律

目的： 「基本方針の判断の基準」に従ったグリーン購入

適用範囲： 国（省庁、独立行政法人等）は義務、地方公共団体は努力義務

### 基本方針が対象とする物品等

物品： 紙類（コピー用紙、印刷用紙等）、文具類、OA 機器、制服作業服、公共工事等

役務： 印刷、食堂、清掃、機密文書処理等

この資料は、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（2010年2月5日閣議決定）をもとに作成しました。

# 1. 「印刷用紙」の判断の基準

(基本方針の抜粋)

<p>塗工されていない印刷用紙</p>	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 塗工されていないものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を備考4の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</p>
<p>塗工されている印刷用紙</p>	<p>イ. 塗工されているものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び塗工量を備考4の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</p> <p>②バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>④再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>②バージンパルプが原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</p> <p>③製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>

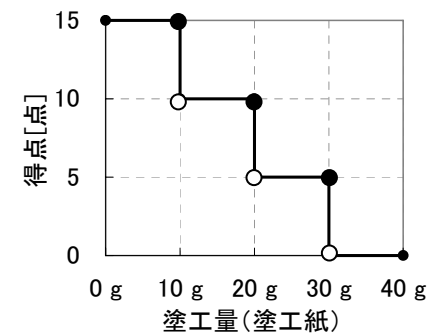
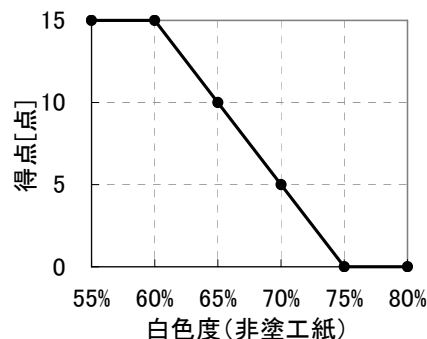
## 1-1 「印刷用紙」の判断の基準【解説】

### 基準

- ① 古紙パルプ60%以上であること
- ② 古紙パルプ100%以外の製品については、木材原料の合法性を確認していること
- ③ 総合評価値が80点以上であること

項目	必須条件	総合評価値の計算ルール
古紙パルプ配合率	60%以上	(得点) = (古紙パルプ配合率の%値) - 10 [点]
バージンパルプ原料	合法性を確認していること	1) 森林認証材・間伐材クレジット利用の場合 (得点) = (バージンパルプ配合率を上限とした当該パルプ配合率の%値) [点] 2) 持続可能性を目指した木材原料の場合 (得点) = (バージンパルプ配合率の%値) × 0.5 [点]
その他	なし	「白色度 75%未満の非塗工紙」および「塗工量 30g 以下の塗工紙」では、 <u>下図の点数を加点してもよい。</u>

「パルプの合計評価値は最高90点」と考えると理解しやすい(1-2参照)

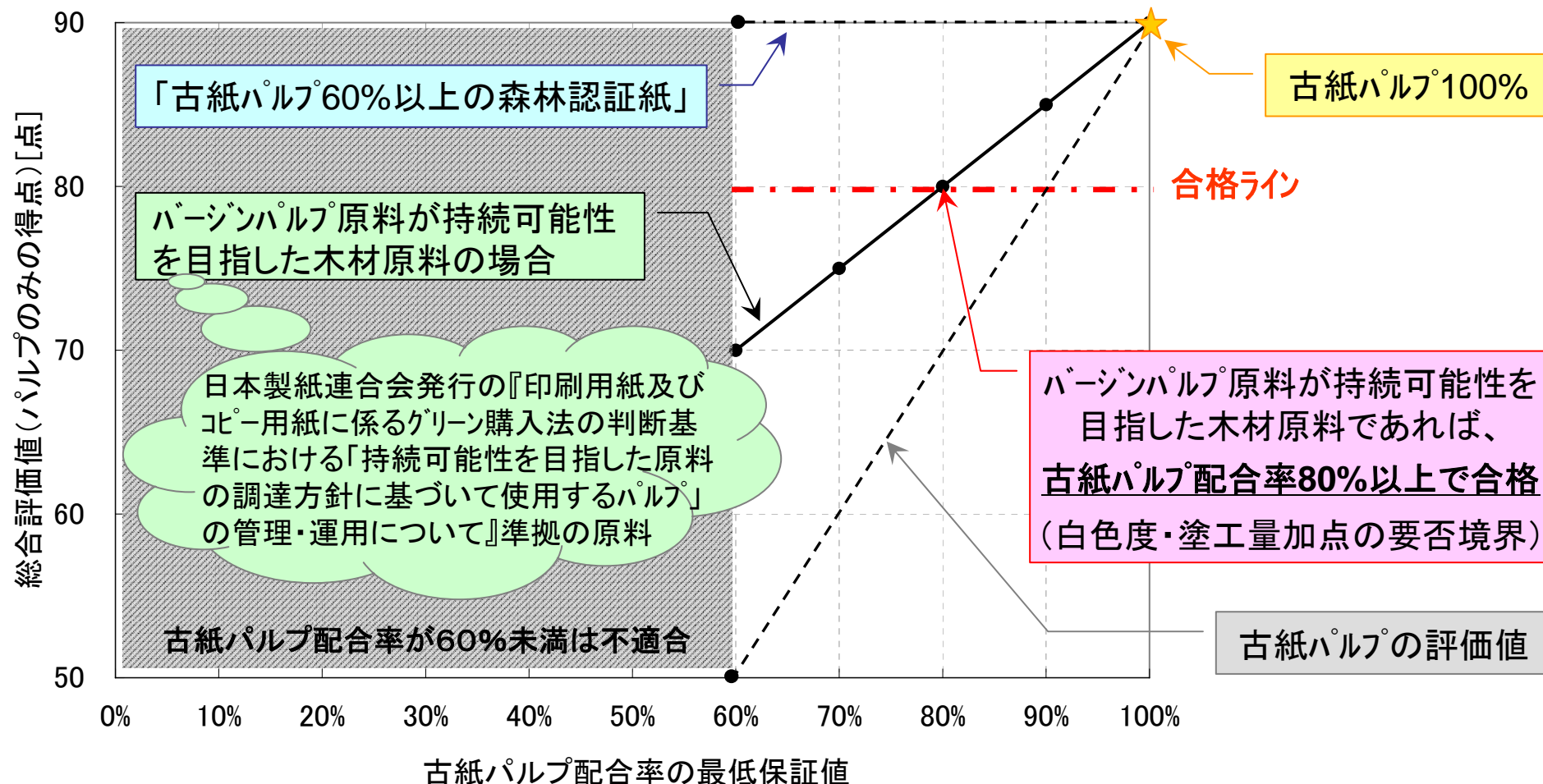


### 配慮事項

- ① 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。

## 1-2 パルプの合計評価値について 【解釈】

- ・パルプの合計評価値は、古紙パルプ $\geq$ バージンパルプなので、古紙パルプ100%の90点が最高
- ・バージンパルプ使用の場合、90点からバージンパルプ配合率(%)を引いた値がパルプの合計評価値となるが(下図点線)、持続可能性を目指せばバージンパルプ配合率(%)の1/2が加点され、90点からバージンパルプ配合率(%)の1/2を引いた値がパルプの合計評価値となる(下図実線)
- ・古紙パルプ60%以上の森林認証紙※は、一律90点(バージンパルプ配合による減点なし)



※CoC認証制度に基づき森林認証材クレジットを使用して生産された認証紙(森林認証材パルプのみなし配合率は100%)

## 2. 「印刷」の判断の基準

(基本方針の抜粋)

印刷	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①印刷用紙に係る判断の基準（紙類参照）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>②表1に示されたB、C及びDランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること。</p> <p>③印刷物へリサイクル適性を表示すること。</p> <p>④オフセット印刷については、植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。</p> <p>②原稿入稿後から刷版作製までの工程において、デジタル化の推進等（DTP、CTP、DDCP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。</p> <p>③印刷・加工工程上発生する損紙等のリサイクル率が可能な限り高いこと。</p> <p>④印刷版（アルミ基材のもの）のリサイクルを行っていること。</p> <p>⑤揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。</p> <p>⑥印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。</p> <p>⑦製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑧紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>
----	--

## 2-1 「印刷」の判断の基準【解説】

印刷物資材「古紙リサイクル適性ランクリスト」

(抜粋)

平成18年1月10日制定  
平成21年3月18日改定

① 印刷用紙の判断の基準を満たす用紙を使用  
(冊子物の表紙は適用外)

② リサイクル適性がAランクの資材を使用  
(用途上Aランク以外の資材使用の場合  
使用部位と廃棄方法を印刷物へ表示)

※ リサイクル適性は、日印産連ホームページに公開の最新の「古紙リサイクル適性ランクリスト」をご参照ください。  
([http://www.jfpi.or.jp/recycle/print\\_recycle/data.html](http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/data.html))

③ 印刷物へリサイクル適性を表示  
(リサイクル適性は資材確認票で確認)

④ オフセット用インキは、植物油を含有し、  
かつ芳香族成分1%未満の溶剤のみ使用

A・・・紙へリサイクルできる
B・・・板紙へはリサイクルできる
C・・・紙・板紙にリサイクルできない
D・・・微量混入でも大トラブル原因

大分類	小分類	資材の種類	古紙リサイクル適性ランク			
			Aランク	Bランク	Cランク	Dランク
①紙	普通紙	アート紙	A			
①紙	普通紙	コート紙	A			
①紙	普通紙	上質紙	A			
①紙	普通紙	中質紙	A			
①紙	普通紙	更紙	A			
①紙	加工紙	抄色紙(A) *	A			
①紙	加工紙	抄色紙(B) *		B		
①紙	加工紙	抄色紙(C) *			C	
①紙	加工紙	ファンシーペーパー (A) *	A			
①紙	加工紙	ファンシーペーパー (B) *		B		
①紙	加工紙	ファンシーペーパー (C) *			C	
①紙	加工紙	ポリエチレン等樹脂コーティング紙		B		
①紙	加工紙	ポリエチレン等樹脂ラミネート紙		B		
①紙	加工紙	樹脂含浸紙(水溶性のものを除く)			C	
①紙	加工紙	樹脂含浸紙(水溶性のもの)	A			
①紙	加工紙	グラシンペーパー		B		
①紙	加工紙	インディアペーパー		B		
①紙	加工紙	硫酸紙			C	
①紙	加工紙	ターポリン紙			C	
①紙	加工紙	ロウ紙			C	
①紙	加工紙	セロハン			C	
①紙	加工紙	合成紙			C	
①紙	加工紙	カーボン紙			C	
①紙	加工紙	ノーカーボン紙			C	
①紙	加工紙	感熱紙			C	
①紙	加工紙	圧着紙			C	
①紙	加工紙	捺染紙、昇華転写紙				D
①紙	加工紙	感熱性発泡紙				D
①紙	加工紙	芳香紙				D

## 2-2 資材確認票【参考例】

件名: \_\_\_\_\_

資 材 確 認 票

〇〇印刷株式会社

印刷資材		使用有無	リサイクル適正ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
用紙	本文	○	A	上質紙	王子製紙/OKプリンス上質EG100	総合指標: 90点以上
	本文	○	A	コート紙	王子製紙/OKコートLグリーン100	総合指標: 90点以上
	表紙	○	A	コート紙	王子製紙/OKコートNグリーン100	総合指標: 90点以上
	見返し	○	A	上質紙	王子製紙/OKプリンス上質EG100	総合指標: 90点以上
	カバー	—	—			
インキ類		○	A	平版インキ	〇〇インキ/〇〇	
加工	製本加工	○	A	PUR系ホットメルト	〇〇化学/〇〇	
	表面加工	○	A	OPニス	〇〇化学/〇〇	
	その他加工	—	—			
その他						

使用資材	リサイクル適性	判別
Aランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	○
AまたはBランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます	
CまたはDランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

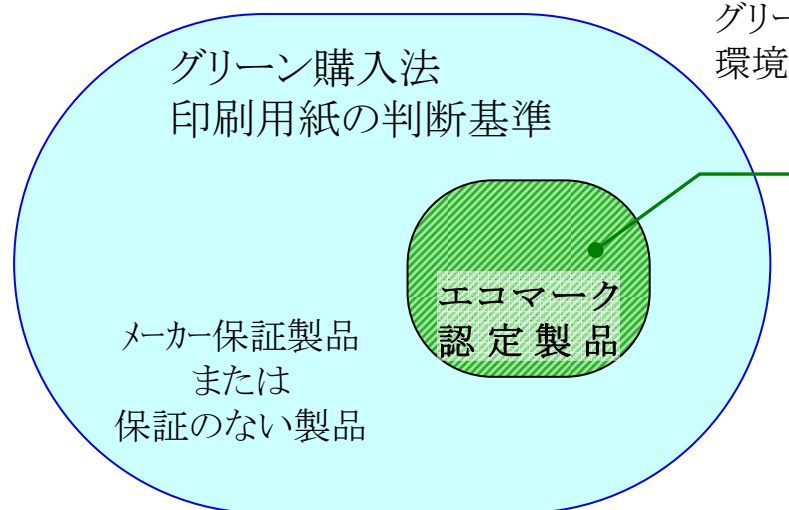
王子製紙の印刷用紙の総合指標値およびリサイクル適正ランクは以下のサイトで公表しています。  
[http://www.ojipaper.co.jp/envi/green/pdf/100210\\_green\\_youshi.pdf](http://www.ojipaper.co.jp/envi/green/pdf/100210_green_youshi.pdf)

## (参考) エコマークとグリーン購入法の関係は？

エコマークは、(財)日本環境協会が運営する第三者によるラベル認定制度です。印刷用紙では、エコマーク基準がグリーン購入法基準を包含するため、エコマーク認定製品は、グリーン購入法への適合を(財)日本環境協会が認定した製品です。印刷用紙での審査項目は下表の通りです。

項目	提出書類	審査頻度
古紙パルプ配合率	品質規格書、古紙パルプ配合率検証制度チェックリスト	登録時および毎年
バージンパルプ原料の管理	バージンパルプの原料に関する証明書(2種類)	〃
損紙の過剰使用がないこと	損紙の使用割合に関する報告書	〃
化学物質管理	付属証明書(蛍光増白剤、アゾ着色剤、晒工程での塩素ガスの使用、PRTR法関係)	登録時
製造事業所の環境法規制	付属証明書	〃

### グリーン購入法とエコマークの包含関係



グリーン購入法の判断基準を満たすこと等を、(財)日本環境協会が認定した製品がエコマーク認定製品です。

#### エコマーク認定製品

エコマーク審査員会が基準への適合を確認し、(財)日本環境協会が認定した製品。第三者認定製品であるため、信頼度の高い製品です。

王子製紙のグリーン購入法適合印刷用紙の多くはエコマーク認定製品です。詳細は以下のサイトをご覧ください。  
[http://www.ojipaper.co.jp/envi/green/pdf/100210\\_green\\_youshi.pdf](http://www.ojipaper.co.jp/envi/green/pdf/100210_green_youshi.pdf)